

旧氏請求書

請求内容	<input type="checkbox"/> 記載 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 削除	請求日	令和 年 月 日
------	---	-----	----------

【旧氏を請求する者】

旧氏	(フリガナ)		
※1			
氏名	(フリガナ)		
※2			
生年月日	昭和・平成・令和	年 月 日	性別
			男・女
住所	兵庫県明石市		
連絡先電話番号 ※日中連絡の取れる番号			

【代理人欄】 ※同一世帯人でない場合、本人署名付きの委任状が別途必要です。

住所			
氏名	連絡先 (Tel)		
※3			

【本人(又は代理人)の署名欄】 ※自署できないときは、記名及び押印が必要です。

明石市長様 私は「旧氏」の住民票等への記載について、裏面の注意事項を了承のうえ、上記のとおり請求します。

署名	(印) ※自署の場合、押印不要		
----	-----------------	--	--

【職員処理欄】

受付場所	受付年月日	本人確認書類 ※5		
市・あ・大・魚・二 舞・西・江・高	令和 年 月 日	□運転免許証 □個人番号カード □パスポート	□健康保険の資格確認書 □医療受給者証 □その他()	
添付書類 ※6			CS(統合端末)画面 ※7	
□戸籍システム(審査用帳票・副本記録)		□住民票除票(海外転入時のみ)	□本人確認情報履歴一覧	
受付	入力	審査	更新	FAX
		要・不要	有・無	済・未
				済・未
				要・不要
				住民票・印鑑

※4

※8

※9

※10

※11

<注意事項> (日本人のみ。外国人は不可。)

※1. 記載する(又は変更後もしくは削除する)旧氏とその旧氏のフリガナを記入する。名は不要。

※2. 現在の氏名及びフリガナを記入する。

※3. 本人が届出に来ていない場合、代理人欄への記入が必要。(同一世帯員以外の場合、委任状も別途必要)

※4. 署名欄のみ本人(又は代理人)が記入していれば、残りの欄は受付職員による代筆可。代筆者を余白に記入すること。

裏面の注意事項にチェックがされていることを確認すること。

※5. 本人確認書類のコピー(公的機関発行の写真付き書類は1点、その他の書類は2点。住民異動届の基準と同一。)を請求書に添付すること。

※6. 記載(変更)する旧氏が載った戸籍謄本等から現在の氏名が載った戸籍謄本等までの確認が必要。

(戸籍システムで明石本籍は審査用帳票、他市本籍は副本記録を出し添付する。)

なお、海外転入の方で、海外転出当時の旧氏を引き続き使用したい場合は、海外転出時に使用していた旧氏が記載された住民票除票の写しの添付が必要。

(本市住記システムで、海外転出当時の旧氏が記載された住民票原票や改製原住民票原本が提出できる場合は除票の提出不要。)

※7. CS(統合端末)画面を検索し、請求者の「本人確認情報履歴一覧画面」のハードコピーを添付すること。

(※旧氏欄が、画面の右端のため、画面左端の氏名欄とセットで印刷すること。)

※8. 個人番号カードへの記載処理を、旧氏請求と同時に実行する場合は、表面記載事項変更申請書は不要。

※9. 個人番号カードを所持している場合、統合端末で券面事項を更新後、追記欄に記載する。例: 旧氏〇〇+記載日+公印

※10. 住基システム入力は「旧氏請求処理」から入力する。

※11. 旧氏が記載されると、個人番号カードの署名用電子証明書は自動的に失効するため、必要な場合は、「電子証明書新規発行申請書」を記入してもらい発行する。

(利用者用電子証明書は、旧氏が記載されても失効しない。)

旧氏の請求時における確認事項

※ 請求者は、以下の項目を確認・了承いただき、請求書を提出してください。

【請求時必要書類】

<input type="checkbox"/>	本人確認書類 窓口に来られる方の本人確認書類の提示が必要です。(公的機関発行の写真付き証明書は1点・写真なし証明書は2点必要。コピーを取り、市で保管します。)
<input type="checkbox"/>	個人番号カード(お持ちの方のみ) 記載等を行った旧氏について、カードの追記欄に記載します。
<input type="checkbox"/>	委任状 本人又は同一世帯員以外が請求に来られる場合、上記に加え、「委任状」の提出が必要になります。

【注意事項】

<input type="checkbox"/>	旧氏を記載すると、下記の市民課関係業務として発行する証明書等に氏名と合わせて旧氏が必ず併記されます。 (いずれか一方を省略することはできません。) もし、旧氏の記載が不要となった場合は、旧氏の削除を請求してください。 <ul style="list-style-type: none">● 住民票の写し● 住民票記載事項証明書● 個人番号カード● 署名用電子証明書● 印鑑登録証明書● 転出証明書
<input type="checkbox"/>	旧氏が記載されるのは、市民課関係業務として発行する上記の証明書等のみです。 税関係の証明書など、本市の他の部署が発行している証明書や通知書、資格者証、及び、本市から発送される郵便物等の宛名には、旧氏は記載されません。
<input type="checkbox"/>	旧氏を記載している人が本市より転出する場合の注意点は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none">● <u>国内の他の自治体へ転出する場合は</u>、「転出証明書」に旧氏が記載されるため、特別な手続きなく旧氏を引き継ぐことができます。● <u>国外へ転出し、その後国外から転入する際</u>、引き続き国外転出当時の旧氏を記載したい場合は、「国外転出時点の住民票の除票」を転入する市区町村に提出して、当該旧氏の記載を請求する必要があります。(戸籍謄本等は提出不要です。) ※明石市から国外へ転出し、明石市に国外から転入する場合は、「国外転出時点の住民票の除票」の提出は不要です。
<input type="checkbox"/>	氏名の氏と同じ表記の旧氏を記載することはできません。 旧氏を記載している人がその後戸籍届出を行い、変更になった氏と記載している旧氏が同一になった場合は、当該旧氏の削除を請求してください。
<input type="checkbox"/>	旧氏を記載できるのは、日本国籍の人のみです。 旧氏を記載している人が国籍喪失の届出を行い、外国籍になった場合は、旧氏は住民票に記載されなくなります。
<input type="checkbox"/>	旧氏を通算2回以上記載する場合、原則、過去に記載した旧氏と同じ旧氏は記載できません。 <ul style="list-style-type: none">● <u>旧氏を変更したい場合</u>、現在の旧氏を記載した日以降に戸籍届出により変更した氏の直前の氏に限り、変更することができます。● <u>旧氏を削除した人が、再度旧氏を記載したい場合</u>、旧氏を削除した日以降に戸籍届出により変更した氏(且つ、現在の氏とは異なる氏)に限り、記載することができます。